

ヤングケアラーの 発見と支援のために

2021（令和3）年3月に公表された「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」では、中学2年生で5・7%、全日制高校2年生で4・1%がヤングケアラー（家族の介護・世話をしている子ども）であることが示されました。これを受け、厚生労働省では2022年3月に「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を公表し、教育現場のほか保健・福祉・医療分野の関係機関にも連携して支援することを求めています。同マニュアルの内容や先行自治体の取り組みをみながら、行うべき支援について考えます。

年齢や成長にみあわない責任・負担を負うヤングケアラーも

2021（令和3）年3月に、各市区町村の要保護児童対策地域協議会、子ども本人、学校を対象とした初めての全国規模の「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」が公表され、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5・7%、全日制高校2年生で4・1%という結果が示された。

世話をしている家族が「いる」と回答した

子どものうち、世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」していると回答した中高生は50%弱、1日平均7時間以上世話をしていると回答した中高生が約10%存在するという結果であった。本人に「ヤングケアラーである」という自覚がない場合も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに耐えている状況がうかがえる。

子どもがケアを担う背景には、家庭の経済状況の変化、共働き世帯の増加、少子高齢化、地域のつながりの希薄化などからくる地域力の低下、子どもの貧困など、さまざまな要因がある。ケアを必要とする人が増加する一方で、労働市場での女性や高齢者の活躍がより一層広がり、大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減少していること、介護サービスが届いていなかったり、届いたとしても課題解決に至らない場合もある。また、家族によるケアを当然とする文化的背景もあり、ヤングケアラーは年齢や成長の度合いにみあわない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受

けることもある。

こうした状況を受け、厚生労働省では2022（令和4）年3月に「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を公表し、教育現場のほか保健・福祉・医療分野の関係機関・団体などが連携し、ヤングケアラーの早期発見・切れ目のない支援

表1 ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- ▶ ヤングケアラーは、成長や発達の中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、**その後の人生にまで影響を受けることがある。**
- ▶ **子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。**
- ▶ 本人や家族に自覚がない状態では、**自分からサポートを求めることも難しい。**
- ▶ **家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。** 家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- ▶ 本人としてはケアをしたくないわけではなく、**負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。** ケアすることを否定されると自分からしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ▶ ケアをしている状況についてかわいそうと憐れまれることを嫌がる場合もある。**家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。**
- ▶ ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で**家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。**
- ▶ 信頼できる大人はいないかと思っていることもある。**大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。**
- ▶ 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、**本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。**
- ▶ 大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、**孤独を感じやすい。**

※図表はすべて「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（2022（令和4）年3月）より



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

につなげることを求めている。

同マニュアルではまず、支援を行う際には、ヤングケアラーが置かれている状況がさまざまであることを念頭に置き、可能な限りの情報を収集したうえで、本人や家族の意思を踏まえること、ヤングケアラーがケアをしている対象者の状態等により、連携する関係機関が異なる点に留意する必要性が示されている。さらに、ヤングケアラーをよりよく理解するためのヒントとして、表1の内容を記載している。

また、「ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならない、と難しくとらえる必要はなく、各機関・部署や担当者

表2 連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかき、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

(必要な場合) 連携先の確認↓責任をもつ機関・部署の明確化↓課題の共有・支援計画の検討(ケース会議等)↓(支援を行う場合)支援の実施↓見守り・モニタリング(図1)となるが、ヤングケアラーである子どもや家族の状況・環境に変化が生じた場合は、この流れをみながら必要な情報を再確認することが大切になる。

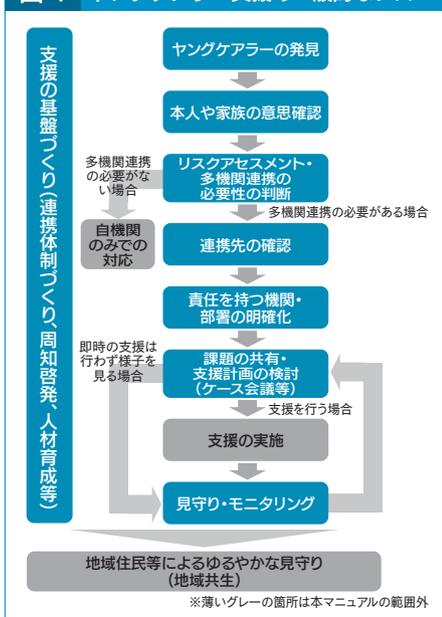
ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なこととして「さまざまな機関・部署の担当者が『ヤングケアラーがいるかもしれない』ということを常に意識して日々の業務にあたること」を勧めている。

ヤングケアラー支援の流れとポイント

ヤングケアラー支援の一般的な流れとしては、発見↓本人や家族の意思確認↓リスクアセスメント・多機関連携の必要性の判断↓(必要な場合) 連携先の確認↓責任をもつ機関・部署の明確化↓課題の共有・支援計画の検討(ケース会議等)↓(支援を行う場合)支援の実施↓見守り・モニタリング(図1)となるが、ヤングケアラーである子どもや家族の状況・環境に変化が生じた場合は、この流れをみながら必要な情報を再確認することが大切になる。

ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なこととして「さまざまな機関・部署の担当者が『ヤングケアラーがいるかもしれない』ということを常に意識して日々の業務にあたること」を勧めている。

図1 ヤングケアラー支援の一般的なフロー



相談窓口を明確にする工夫も必要になる。本人・家族向けには、普段から接点のある学校等の担当者が、何かあれば相談に乗るということを日頃から伝えておき、相談できる窓口を明確にしておくこと、また、必ずしも物理的な相談窓口である必要はなく、SNSなど子どもたちが相談しやすい媒体を活用した窓口を設けることも相談につながる可能性が高くなる。

また、連携して支援を行う機関や地域関係者に対しても相談窓口を明確にしておくことが円滑な支援につながるため、とくに各支援機関からの相談を受けやすい機会が多い自治体には、相談窓口の明確化が求められている。同マニュアルでは、社会福祉協議会や子育て世代包括支援センターなどに一本化した相談窓口を置く方法、自治体内で児童担当部署、障害担当部署などの分野別の相談窓口に加え、複数の係が関わる場合は重層的相談窓口でも相談可能とし必要に応じて連携をとるなど、多様な相談窓口を用意する方法などの例があげられている。



2つの社会福祉法人が合併、地域に根ざした法人運営を実施

— 山口県宇部市・社会福祉法人むべの里光栄 —

山口県宇部市にある社会福祉法人むべの里光栄は、経営基盤の強化や事業の効率化、人材確保、地域ニーズに対応するため、令和3年4月に2つの社会福祉法人（むべの里・光栄会）が合併した法人です。合併に至るまでの経緯や合併後の状況、取り組みについて取材しました。

地域ニーズに対応した多様な事業を展開

平成7年に設立した社会福祉法人むべの里は、「住民こそ主人公」という法人理念のもと、人権擁護と誰もが安心して暮らせるまちづくり、それらを担う人材の育成と働きがいのある職場づくりに取り組んできた。

宇部市を中心に、介護事業では複数の特別養護老人ホームをはじめ、養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホーム、訪問介護、通所介護事業所などを運営。障害福祉事業では、グループホーム、就労継続支援A型・B型事業所、相談支援事業所のほか、診療所を運営しており、地域ニーズに対応した多様な事業を展開している。

法人の概要

社会福祉法人 むべの里光栄

〒759-0206 山口県宇部市東須恵字大浴 320-1

TEL 0836-45-1100

FAX 0836-43-1889

URL <https://www.mubekouei.com>

法人設立：平成7年

理事長：隅田 典代

職員数：約1300人（非常勤を含む）

法人施設：

【介護事業】特別養護老人ホーム5カ所／養護老人ホーム／生活支援ハウス／ケアハウス2カ所／サービス付き高齢者向け住宅6カ所／有料老人ホーム12カ所／グループホーム4カ所／デイサービス21カ所／共生型デイサービス2カ所／訪問介護事業所13カ所／居宅介護支援事業所12カ所／地域包括支援センター2カ所

【障害福祉事業】グループホーム13カ所／障害者支援施設2カ所／生活介護4カ所／放課後等デイサービス2カ所／事業発達支援センター／相談支援センター2カ所／就労継続支援事業所2カ所（A型・B型）

【医療事業】診療所

同法人は、社会福祉法人として時代のニーズを先取りして応じていくことを大切にし、設立当初から近隣住宅への訪問により地域の困りごとや潜在しているニーズを聞き取り、地域での暮らしを支えるサービスの拡充に取り組んできた。

具体的には配食サービス事業や24時間対応のヘルパー事業を地域で先駆けて立ち上げたほか、グループホームは介護保険制度が始まる1年前に県のパイロット事業として運営を開始している。

さらに、地域に根ざした法人運営を行うなかで、職員が主体的に

企画した地域向けイベント等を毎週開催し、多くの地域住民が施設を訪れることが日常的になっているという。

そして、令和3年4月、社会福祉法人光栄会と合併し、新たに「むべの里光栄」として地域に根ざした高齢者介護・障害福祉サービスを展開することとなった。

合併により経営基盤を強化し、地域ニーズに対応

法人合併を行った経緯について、旧むべの里理事長であり、現在はむべの里光栄の理事長である



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949